

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会(第28回)

日本放送協会 説明資料

日本放送協会

2024/7/25

NHK

論点（案）

資料27-3

小規模中継局等のブロードバンド等による代替関係

将来像関係

論点1 基幹放送の役割

- 基幹放送に期待される社会的役割やその経営環境についてどう考えるか。
- 基幹放送をその放送対象地域においてあまねく受信できるようにする現行の枠組みについてどう考えるか。
- 基幹放送を電波により受信できるようにする現行の枠組みについてどう考えるか。

論点2 地上基幹放送をIPユニキャストで代替することの是非

- 地上基幹放送は、基本的に無線局が地上に相当数開設されることによってその放送対象地域における受信エリアが確保されるものである中で、「小規模中継局等のブロードバンド等による代替」は何を意味するか。
- IPユニキャスト以外の代替手段も考えられる中で、基幹放送の役割を踏まえ、地上基幹放送をIPユニキャストで代替可能とすることは適当か。

論点3 地上基幹放送をIPユニキャストで代替可能とする場合の要件

- 地上基幹放送をIPユニキャストで代替可能とする場合には、何らかの要件を設けることは必要か。
- 要件を設ける場合には、「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム」における品質・機能要件の検討状況も踏まえて、例えば、①地理的な範囲、②代替の必要性（例：経営状況、業務遂行等）、③代替の方法、④代替される地上基幹放送を行う者の役割などの観点から、どのような要件を設けることが適当か。

論点4 地上基幹放送を代替するIPユニキャストを行う者に適用する規律

- 地上基幹放送を代替するIPユニキャストを行う者を規律することは適当か。
- 規律する場合には、どのような規律内容とすることが適当か。

論点5 その他

- NHKの地上基幹放送をIPユニキャストで代替可能とすることは適当か。
- 更なる検討が必要となる事項として何が考えられるか。

論点6 放送の将来像

- 社会環境の変化（例：能登半島地震で課題となった偽・誤情報対策等）などを踏まえ、放送の価値についてどう考えるか。
- 放送概念は将来的にどのような方向に向かっていくと考えるか。
- 放送概念の変化を見据えたときに、放送の担い手になることで認められる効果として何が考えられるか。（例：権利処理、プロミネンス、多元性確保、データ利用、真実性・信頼性確保等）

論点1 基幹放送の役割

- 基幹放送に期待される社会的役割やその経営環境についてどう考えるか。
- 基幹放送をその放送対象地域においてあまねく受信できるようにする現行の枠組みについてどう考えるか。
- 基幹放送を電波により受信できるようにする現行の枠組みについてどう考えるか。

論点6 放送の将来像

- 社会環境の変化（例：能登半島地震で課題となった偽・誤情報対策等）などを踏まえ、放送の価値についてどう考えるか。
- 放送概念は将来的にどのような方向に向かっていくと考えるか。
- 放送概念の変化を見据えたときに、放送の担い手になることで認められる効果として何が考えられるか。
（例：権利処理、プロミネンス、多元性確保、データ利用、真実性・信頼性確保等）

- 基幹放送には、長年にわたって培ってきた取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信、「知る自由」の保障、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった健全な民主主義の発達の土台となる社会的役割があるものと認識している。
- 情報発信主体としての基幹放送事業者は、放送番組の編集の基準を策定・公表し、それに従って放送番組を編集する（放送法第5条）、番組審議会を設置し、その意見を尊重して措置を行う（第6条）等の仕組みの下、自律的に放送番組の適正性を確保してきた。
- また放送は、有限希少な電波を用いて不特定多数に同時に同じ情報を提供する手段として大きな社会的影響力を有しており、社会的役割・社会的影響力の点から、放送事業者が中継局をくまなく設置し、あまねく放送が受信できるようにすることを義務付けていた現行の枠組み（NHKは義務、民放は努力義務）は適切なものであったと考える。

- 現在、インターネットを含めて情報空間が放送以外にも広がり、アテンションエコノミーの形成、フィルターバブルやフェイクニュースといった問題も顕在化するなど社会環境は大きく変化した。質の高いコンテンツ制作を堅持し信頼される情報源としての「放送」の価値にいささかも変わりはないと考える。
- そういった点から、第26回会合で穴戸構成員がご発表されたように「将来的には、伝送路に関わりなく、『公衆』形成に向けた、機能的に同時・同報と理解できる公共的な情報発信サービス（放送事業者が放送に関連して行うもの、新たな主体が行うもの）を、『放送』として位置付けることもできるのではないか」との、技術的要件のみではなく、放送の果たすべき役割、機能から、「放送」を定義していく考え方には賛同する。
- ただ、単に放送の定義を変えれば済むような単純な議論でないことは承知しており、引き続き良質な放送コンテンツを全国の視聴者に届けるため、まずは放送事業者の放送ネットワークインフラに係るコスト負担を軽減し、コンテンツ制作に注力できる環境を整備していくことが重要であると考えている。そうした中で、放送事業者がとりうる、持続可能性の高い技術的選択肢を増やす観点から、条件不利地域に向けた放送番組のインターネット配信（IPユニキャスト）を、現在の放送に準ずるものとして取り扱うことは必要であると考えている。
- また、視聴者にとって信頼できる情報が多元的にきちんと入手できる環境を維持していくことは重要であると考えており、NHKとしても、信頼できる基本的な情報を提供し、信頼できる多元性確保へ貢献するという観点から、放送だけでなく（必須業務化される）インターネットも活用しながら、情報空間全体の中で必要とされる役割を、あまねく日本全国において引き続き果たしていく。
- 現在、必須業務化されるインターネット業務の来年度後期（予定）からの円滑な開始に向けて準備を進めているところだが、その状況も見据えながら、情報空間全体における「放送概念」に関する研究、検討は進めてまいりたい。

論点2 地上基幹放送をIPユニキャストで代替することの是非

- 地上基幹放送は、基本的に無線局が地上に相当数開設されることによってその放送対象地域における受信エリアが確保されるものである中で、「小規模中継局等のブロードバンド等による代替」は何を意味するか。
- IPユニキャスト以外の代替手段も考えられる中で、基幹放送の役割を踏まえ、地上基幹放送をIPユニキャストで代替可能とすることは適当か。

- 現行放送法で「放送」と定義されている地上放送やIPマルチキャスト、CATVでの放送は十分にその機能を発揮してきたが、人口減少や経済状況の変化などにより全国にあまねく届けるための伝送にかかる経費が今後増大していくことが見込まれる。また、より効率的な伝送網を構築することで放送ネットワークインフラに係るコスト負担を軽減し、情報空間が広がる中でより必要とされる、質の高いコンテンツ制作に注力できる環境を整備していくことが必要になる。
- 効率的な伝送路構築に向けてIPマルチキャストやCATVによる代替を検討する中で、回線の敷設状況等により、IPユニキャストによる伝送を必要とする世帯が一定数いることが判明している。具体的には、CATV事業者やIPマルチキャスト事業者が対応困難なエリアに存在する世帯である。そういった世帯に対しても、信頼できる情報をお届けし、全国あまねく視聴者・国民の「知る権利」に奉仕するためには、IPユニキャストでの代替を選択肢として取り得るための制度・枠組みは必要と考える。

論点3 地上基幹放送をIPユニキャストで代替可能とする場合の要件

- 地上基幹放送をIPユニキャストで代替可能とする場合には、何らかの要件を設けることは必要か。
- 要件を設ける場合には、「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム」における品質・機能要件の検討状況も踏まえて、例えば、①地理的な範囲、②代替の必要性（例：経営状況、業務遂行等）、③代替の方法、④代替される地上基幹放送を行う者の役割などの観点から、どのような要件を設けることが適当か。

論点4 地上基幹放送を代替するIPユニキャストを行う者に適用する規律

- 地上基幹放送を代替するIPユニキャストを行う者を規律することは適当か。
 - 規律する場合には、どのような規律内容とすることが適当か。
-
- 今回の取組は、小規模中継局等のブロードバンド等による代替を検討する中で、すでに放送の仕組みとして整備されているCATVやIPマルチキャストの他に、IPユニキャストを加えるための検討と理解している。したがって、CATVやIPマルチキャストで規定されている要件から大きく外れるような要件設定は適切ではなく、CATV・IPマルチキャストで実現していることをベースに要件を設定されることが望ましい。（著作権関係は論点5に記載）
 - 一方で、これまでの検討において想定されていたIPユニキャストの技術的な特徴や制限から、CATV・IPマルチキャストと同等程度の水準にすることが困難な領域、あるいは同等程度にするために非常にコスト高になるような領域もあるため、現状の技術水準・社会値に準じたリーズナブルな要件も求められるのではないか。
 - 要件設定にあたっては、小規模中継局等を停波し、その中継局がカバーしていたエリアに対してIPユニキャストで代替するという観点から、代替可能とするエリアに限定した制御（地域制御）が必要となる。

論点5 その他

- NHKの地上基幹放送をIPユニキャストで代替可能とすることは適当か。
 - 更なる検討が必要となる事項として何が考えられるか。
-
- 5ページで述べたように、共同利用などの検討により、より効率的な伝送網を構築し放送ネットワークインフラに係るコスト負担を軽減することで、経営計画で掲げている「信頼できる基本的な情報の提供」「情報空間の参照点」の提供、「民主主義の基盤である多角的な視点の提供」「信頼できる多元性確保」への貢献）を果たしていくことが必須であると考ええる。そのため、NHKとしても、IPユニキャストによる代替は必要だと考える。
 - IPユニキャスト等による代替は、基幹放送の代替にすぎず、新たなサービスやビジネスを展開するものではない。したがって、ブロードバンド等での代替を実施するにあたっては、新たな権利処理や支払い等が発生しないような枠組みが望まれる。
 - IPユニキャストに限らず、IPマルチキャストやCATVによる代替についても、「放送の代替」が主目的であるため、代替が実現したエリアにおいて、電波(中継局等)から代替手段へスムーズに移行できることが必要だと考える。その場合、どのような条件であれば移行できるのか、中継局等の停波も含めどのような手続きで代替していくのか、放送事業者にとって使いやすくまた視聴者にとっても分かりやすい適切な形での法的な整備を求めたい。条件不利地域が今後ますます広がっていくことを踏まえると、並走期間が長くなれば、二重投資となって、コストが確実に増大するため、ブロードバンド等での代替を実現するためには、こうした点を踏まえて制度的に手当てされることが必須だと考えている。

NHK